



- 日程 6 議第 43 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を制定することについて
- 日程 7 議第 44 号 令和元年度吉野町一般会計補正予算（案）第 4 号について
- 日程 8 議第 45 号 令和元年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 1 号について
- 日程 9 議第 46 号 令和元年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 2 号について
- 日程 10 一 般 質 問（別紙のとおり）

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

山本議長

ただいまの出席議員総数は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和元年第4回吉野町議会定例会を開会をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1 会議録署名議員の指名について。

会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。

1番 下中一平議員、2番 上佳宏議員を指名をいたします。

日程2 会期の決定についておはかりします。

本定例会は本日より11日までの9日間にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日より11日までの9日間に決定をいたしました。

開会にあたり町長よりご挨拶をお願いいたします。北岡町長。

北岡町長

おはようございます。開会にあたりまして、ひとことご挨拶を申し上げます。

まずは令和元年第4回吉野町議会定例会を招集いたしましたところ全員ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私のことで恐縮でございますが、去る6月議会に山本義史議員から一般質問を受けまして4選出馬を表明しておりました。いろいろ考えた結果、先月11月8日に記者会見をいたしまして後継者を指名して4選出馬取り下げということを発表させていただきました。詳しい内容につきましてはあとで一般質問していただきますのでそちらの方に譲りたいと思います。とりあえずこの議会が私にとりましては、3期12年間最後の定例会でございますので最後までしっかりと努めたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本定例会におきまして提案いたします議案でございますが、まず条例の制定及び改正で4件、補正予算(案)で3件でございます。慎重審議をよろしくお願ひいたします。

この機会に11月の臨時議会以降の行政報告をさせていただきます。

11月12日政府要望（環境省）ということで知事と同行いたしまして環境省の方へ吉野山の周遊観光についての交通システムについてのお願いに伺ったところでございます。

19日令和元年「ワールドマスターズ2021 関西」決起大会ということで、ワールドマスターズ2021に関しましてだんだん組織委員会の方も動いておりまして、今回決起大会が行われて大変盛り上がったところでございます。われわれも十分な準備をしていかなければなりません。

とばしまして、28日吉野・天川・十津川連携観光協議会イベントということで、これは紀伊半島大水害のあと、風評被害も含めて非常に宿泊客が減ったと、吉野地域の宿泊施設を抱えているこの三町村で県と一緒に観光を振興しようということで始まった協議会でございます。ほぼ復興になったといえますか、一段落ということで最後のイベントを東京の方でさせていただきました。非常にスマートな良いイベントをすることができました。

続きまして、30日吉野大峯世界遺産登録15周年記念シンポジウムということで、これは吉野山のかつてのビジターセンター、今は金峯山寺聚法殿におきましてシンポジウムを行いました。文学に光をあてるといえますか、前登志夫先生に本当は光をあてたかったのですが、和歌の流れからいいますともちろん万葉集からということで上野誠先生や松坂慶子さんにもお手伝いいただきまして、これもなかなか中身の濃い、前3人も改めて注目できた良いシンポジウムだったかなと思っております。

そして12月1日シェアリングエコノミー協定締結式ということで、これはSOGOJOとエニタイムズという二つの企業の方々とこの吉野での関係人口を増やした仕事もシェアしてやっていただくとそういう非常に良いシステムをこれからやろうと日本中のお手本になるような事業をしていこうというようなことをやらせていただきまして進むことができました。特にこの後半の3件はですね、職員にお任せしたら本当にそれぞれが素敵な良い方向での動きをしてくれて非常に喜んでいるところでございます。

以上でございます。以上、行政報告とさせていただきます。

改めまして、慎重審議をお願い申し上げます、私の開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

山本議長

ありがとうございました。

日程3 議第40号「吉野町森林環境整備促進基金条例を制定することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。上林参事。

上林総合  
政策参事

それでは、議案説明資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

まずこの条例の制定につきましては、吉野町における森林整備及びその促進に関する施策に要する費用に充てるため基金の設置をしてそれに必要な事項を定めるものでございます。目的といたしましては、吉野町における森林整備及びその促進を図るための財源を確保するものでございます。また国から譲与される森林譲与税の用途について明確化するためにその基金を設置し、管理をしていくものでございます。制定に関する概要でございます。本年度から譲与される森林環境譲与税については国の負担を伴うことからその用途を明確にする必要がございます。吉野町におきましては、町内の森林の整備その促進に関する施策に関し、使用することとし充当できなかった分につきましては翌年度以降に繰り越して使用したいためこの基金を設置し、積み立てるものでございます。

最下段の参考のところをご覧いただきたいと思っております。本年度におきましては、森林環境譲与税は1,325万4千円が入る予定でございます。そのうち今年度におきましては、施業放置林整備マネージャー委託料といたしまして森林組合に委託し、間伐等を計画的に進める委託料として51万4千円を活用いたしますが残りにつきましては、この基金に積み立てたいと思っております。1,274万円でございます。これにつきましては、次年度以降計画的また広角的に活用していきたいと考えております。またこの金額につきましては補正予算(案)にも計上させていただいているところでございます。

以上ご審議よろしくお願いたします。

山本議長

質疑を求めます。

( 「質 疑 な し」 の声あり )

おはかりします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「異 議 な し」 の声あり )

異議なしと認めます。よって、本案は産業建設委員会に付託することといたします。

日程 4 議第 41 号「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めます。奥出参事。

奥出総務  
参事

失礼いたします。

議第 41 号について、ご説明申し上げます。

改正理由につきましては、今朗読ありましたように来年 4 月 1 日から会計年度任用職員制度導入するにつきまして改正が必要となる吉野町の 7 つの条例をこの条例によりまして一括して一部改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、各条例に会計年度任用職員についての規定を追加するものが主な改正点でございます。改正する条例については「吉野町職員の分限に関する条例」「吉野町技能労務職員の給与に関する条例」「職員の育児休業等に関する条例」「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」「吉野町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」それから「吉野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」及び「公益的法人等への吉野町職員の派遣等に関する条例」でございます。なお、施行期日につきましては、令和 2 年 4 月 1 日を予定しております。

ご審議の程宜しくお願い申し上げます。

山本議長

質疑を求めます。

( 「質 疑 な し」 の声あり )

おはかりします。本案を総務委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「異 議 な し」 の声あり )

異議なしと認めます。よって、本案は総務委員会に付託することにいたします。

日程 5 議第 42 号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めます。奥出参事。

奥出総務  
参事

失礼します。

議第 42 号について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、今朗読ありましたように国家公務員の給与改定に伴い当町職員の給与基準を国家公務員に準じた基準に改めるところ、また成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化関係の法律につきまして、その内容につきまして改正するものでございます。改正点は、主に4つございます。

まず1点目は成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化関係で、失職の理由にありましたものを削るものでございます。また2点目は国家公務員の給与改定関係ということで本年12月支給の勤勉手当支給率及び住居手当の下限額等を改めるものでございます。また3点目は勤務1時間あたりの給与額の算出方法、それから4点目につきましては臨時に任用する職員、会計年度任用職員の給与等について改めるものでございます。施行期日につきましては、令和元年12月14日を予定しております。なお、住居手当、勤務時間1時間あたりの給与額の算出方法、それから令和2年の勤勉手当の支給率の改定関係につきましては、令和2年4月1日の施行予定でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

山本議長

質疑を求めます。

( 「質 疑 な し」 の声あり )

おはかりします。本案を総務委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「異 議 な し」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は総務委員会に付託することにいたします。

日程 6 議第 43 号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を制定することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めます。奥出参事。

奥出総務  
参事

失礼します。

議第 43 号について説明申し上げます。

改正の趣旨につきましては、成年被後見人等、成年被後見人等と申しますのは成年被後見人と被保佐人のことを言います。成年被後見人等を欠格条項として規定している吉野町の 3 つの条例につきましてこの条例で一括して改正を行うものでございます。

改正する条例につきましては 1 つ目が「吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」 2 点目が「吉野町下水道条例」それから 3 点目は「吉野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」でございます。

いずれも欠格条項から除くというところでございます。施行期日につきましては、令和元年 12 月 14 日でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

山本議長

質疑を求めます。

( 「質 疑 な し」 の声あり )

おはかりします。本案を総務委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。



( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。よって、本案は総務委員会に付託することにいたします。

日程 7 議第 44 号「令和元年度吉野町一般会計補正予算（案）第 4 号について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。奥出参事。

奥出総務  
参事

失礼します。

議第 44 号「令和元年度吉野町一般会計補正予算（案）第 4 号」につきまして説明申し上げます。

まず第 1 条におきましては、歳入歳出の補正ということで歳入歳出それぞれ 9,860 万 1 千円を増額し、補正後の歳入歳出予算額は 65 億 784 万 1 千円とするものでございます。また、債務負担行為の補正としまして第 2 条で追加でございます。事項としましては「聖火リレーの負担金」期間は令和 2 年度、限度額を 156 万 2 千円とするものでございます。また、第 3 条におきまして地方債の補正ということで起債の目的が「運動公園施設改築」限度額を 910 万円増額し 5,450 万円とするものでございます。歳入の補正につきましては、7 つの款におきまして補正がございます。主な補正内容につきましては 15 款の県支出金で 265 万円、17 款の寄附金で 4,000 万円これはふるさとづくり寄附金のいわゆるふるさと納税の分でございます。18 款の「繰入金」が 1,437 万 9 千円。19 款「繰越金」としまして 3,589 万 7 千円。21 款の町債はさきほど申しましたとおり 910 万円の増額で歳入補正合計は 9,860 万 1 千円でございます。

また、歳出の補正につきましては 8 つの款で補正がございます。まず 2 款の総務費から 9 款の教育費におきまして職員給与費の補正がございます。これにつきましては、人事異動それから人事院勧告等による給与条例改正による増減補正ということでプラスマイナス 406 万 1 千円の増ということでございます。また第 6 款観光商工費としまして 3,447 万 7 千円。これにつきましてはふるさと吉野応援事業が 3,184 万 6 千円等でございます。また 7 款の土木費におきましては、町営住宅管理事業の増ということでトータル 1,059 万 5 千円の増額でございます。9

款の教育費におきましては、運動公園施設改築918万7千円の増を含みます1,041万5千円。それから10款の災害復旧費としまして2,775万円の歳出補正合計9,860万1千円でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

山本議長

質疑を求めます。

( 「 質 疑 な し 」 の声あり )

おはかりいたします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程8 議第45号「令和元年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算(案)第1号について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。小泉参事。

小泉住民

失礼します。

福祉参事

議第45号「令和元年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算(案)第1号」につきましてご説明申し上げます。

まず補正予算の概要でございます。第1条規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万4千円を追加をし歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,092万4千円とするものでございます。続きまして歳入について説明させていただきます。3款「国庫支出金」として制度改正に伴いますシステム改修に対する補助金等として59万4千円を見込み、また7款「繰越金」として前年度繰越金を今回補正予算の財源として33万円充当するものでございます。以上歳入合計92万4千円を増額するものでございます。

続きまして歳出について説明させていただきます。1款「総務費」として92万4千円を増額補正するものでございます。これは国の施策であります医療保険

におけるオンライン資格確認等の実施に伴いまして市町村におきましても令和2年度に市町村システムの大幅な改修を行わなければならないというところでございますけれどもこの大幅な改修に先駆けて今年度中にシステムの事前の改修の必要があると、そういう旨の指示が国よりございました。そのための補正をお願いするものでございます。以上ご審議の程よろしくお願いいたします。

山本議長

質疑を求めます。

( 「質 疑 な し」 の声あり )

おはかりいたします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「異 議 な し」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程9 議第46号「令和元年度吉野町水道事業特別会計補正予算(案)第2号について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。奥田参事。

奥田暮らし環境参事

失礼します。

議第46号「令和元年度吉野町水道事業特別会計補正予算第2号」の(案)でございませう。

まず補正予算の概要でございませう。収益的収入及び支出の補正でございませう。

収入支出とも530万円の補正をお願いするものでございませう。続きまして3条関係の資本的支出の補正、33万円を補正するものでございませう。続きまして第4条職員給与費の補正としまして33万円を補正するものでございませう。

2番目の収益的収入の補正、1款「水道事業収益」でございませう。これにつきましては補正額530万円。内容としましては、8月23日に発生いたしました落雷による罹災保険金の収入を充てるものでございませう。また収益的支出の補正でございませうが1款「水道事業費用」におきましてその530万円の補正に対しまし

て機器の修繕料を充てるものでございます。内訳としまして吉野山岩倉排水地 180 万円そして橋屋から吉野山低区排水地の機器 350 万円を充てるものでございます。また資本的支出の補正でございますが、1 款「資本的支出」の 33 万円につきましては給与改正に伴う補正でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

山本議長

質疑を求めます。

( 「質 疑 な し」 の声あり )

おはかりいたします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

続いて一般質問ですが、録画の関係もありますので 10 時 55 分再開といたします。休憩に入りたいと思いが。

( 午前 10 時 40 分 休憩 )

( 午前 10 時 55 分 再開 )

再開いたします。

日程 10 一般質問に入ります。

山本義史議員より出されております

(1) 北岡町長が、来年の「町長選」4 期目出馬表明取消の経緯についての一般質問をお願いいたします。

山本議員

3 番、山本義史でございます。

質問の機会を与您いただきましてありがとうございます。

まず、町長。まだ任期は残っておりますが、12 年間お疲れ様でございました。

そして、吉野町のために貢献していただきありがとうございました。今回の町長の勇退の決断は町長が吉野町にとってどうすることが一番良いのかと考え総合的に判断した結果であると新聞記事より知らされております。その決断については尊重いたしますが、私はやはり町長が勇退されることは残念でありますし、極端に言えば今からでも、もう一度勇退することを撤回してもらえないかと思っているほどでございます。私と同じように思っておられる町民の方々はたくさんおられます。また「今、町長が辞めはったら吉野町はどうなるのだろうか。すくなくとも、もう1期して蒔いた種を吉野町長に育てていただきたかった」と言っておられる方もたくさんおられます。

町長が考えた結果、勇退を決断したことに対しこの質問をすることが少しおこがましいと思う部分もあるのですが、今年の6月に一般質問をした私だからこそ今回この質問をしなければならないと考えて、今質問させていただきたいなと思っております。今年の6月5日の一般質問において私がこの場所で「町長選はどうされるのですか」と「色々な種を蒔いて終わりではいけませんよ」と「種を蒔いてそれを育てて果実を収穫するところまでやってくださいよ」と質問したときに町長は、4期目の出馬表明をされました。そして「種を蒔いて育てる」と答弁されましたが、急遽この11月8日に町長選の出馬取りやめを記者発表された経緯について教えていただきたいと思います。私も吉野町民も11月8日の翌日の新聞記事以外の情報はございません。吉野町民の方々へ説明をお願いいたします。

山本議長

北岡町長。

北岡町長

ご質問ありがとうございます。

また、記者会見以外で、この本会議場で、またケーブルテレビも映っている中で、改めてお話させていただく機会をつくっていただきまして誠にありがとうございます。

ただいま山本議員の方から本当にずいぶん高い評価をいただき持ち上げていただきましてありがとうございました。一方で「種蒔いただけでほっとくのか」というような叱責されているような気もいたしますが、本当にありがとうございます。

ます。またあわせまして山本議員におかれましては6月に一般質問いただきましてその場で私が「4選目も行く」ということを表明したことと今、違う結果になっておりますことを改めてお詫び申し上げます。

種を蒔いてどうのこうのの言葉だけの話をまず簡単に申しますと、種蒔いて、育てて、収穫する。それは順番にやっていけば良い話で、それをずっとしなきゃならないとやっているはずと永遠と辞めれないという話もありますのでその辺のご理解をいただきたいかなと思っております。

実は6月の時点では、本当にやるつもりでございまして7月8月も大字別の懇話会を開きまして再来年から始まります「第5次総合計画」に向けてどんな課題があるということを皆様方と話し合いながら進めてきたところでもございました。それもまとめていくというところでもございます。そういうふうに進めておりましたんですが、実はかねてから議員さんの中で私が後継をしてほしいなど、私の後継を継いでやってほしいという議員さんがいらっしやいまして、彼の町政を見てみたい、どんなふうにしてくれるだろうかというふうなそういう期待も込めてしてほしいなとかねてから思っております、本人にもそういう話をしていたしました。9月議会が終わった頃ぐらいに「やりたい」という申し出もございましたので、それは良かったなといえますか、私が就任して1年目から議員さんで来ておられましてもうずっと吉野町が変わっていくのを見られて「まちづくり基本条例」をつくり、みんなでこんなふうにつくっていくという姿勢も見ながら、今かかえている課題もご存じであれば、次にこんなふうなことに種が蒔いてあるということも良くご存じなのでこれも安心して任せられるということでもございました。

どういうふうにお話しようかと思っ、11月8日の記者会見になったということでもございます。もともとから私自身の考え方も若干変わっていることもありますが、人生でも稼業でもなんでもそうですけど、引き受けたものを次にどう繋ぐかが、これ一番の課題やと思っております。そんな中で、例えばバトンの継ぎ方を、400メートルの、100メートルかける4の、あのリレーのかたちでいきますとまず走者がトップスピードで走っていると、それをトップスピードになってきた第2走者に上手くバトンを繋ぐと、これをやりますと4人の合計タイムより早

く走れますよね。無駄のない引き継ぎ方、同じ方向でしっかりバトンを繋いでいく。いろんなパターンありますけども、渡したくないけど無理やり奪われるパターンもあれば、バトン放ったやつをみんなが拾いにいって誰かがとって行くと、ありますよね。どちらにしても時間的なロスがありますし、今吉野町は本当に良い方向に動きつつあると私は思っておりますので、その流れの中で次のスタートをしっかりやっていける。そういうことが理想的なバトンタッチができるんじゃないかなというような私の考え方でございます。もちろん、だからといって次に言われればいろんな応援もいたしますけども、本当にそういうふうな、この小さな吉野町にとりまして皆さん一丸となって同じ方向向かってしっかりとバトン継いでいく、その中である程度修正いれていくというパターンが一番望ましいかなと。このバトン繋ぐところでそれなりの修正もかけられるというふうなことも含めてですね、お願いしたいなと思っております。一方でありきたりですけども3期12年やってますとだいたい私自身もマンネリ化というか、だんだん気力のほうも、やっぱり12年前と比べると違いますよね。それから、周りが、どんどん職員さんの方が年齢が下がってきてますと、なんとなく裸の王様でもないですけど、あんまり厳しい意見も出てこないというようなことも含めてですね。ある程度の長期による弊害というのも感じつつございますので、その辺も含めて良い機会かなと。一番のきっかけは本人が言ってきてくれたことと、再来年からの10年間の総合計画立てていくのに立てた人間かがそのままそれを実行していくことがこれが一番吉野町にとって望ましいということは、今回のきっかけというふうにご理解いただきたいなと思っております。

山本議長

山本議員。

山本議員

ありがとうございます。

賛否はあると思うんですけども、町長が将来の吉野町を考えより良い方法を決断されたのですから残念ではあります、町長の決断を尊重したいと思っております。町長に一つお願いがございます。町長はこの12年間の間に、知事をはじめいろいろな人脈を築き上げられました。また、町長のお兄さんも有名な方です

ので、その関係で町長は国への政治経済、文化そして世界に大きなパイプをもっておられると、そういった人脈やパイプを積極的に誰になるかわかりませんが、新町長に伝達をしていただきさらには、新町長からの依頼があるならば、手弁当でもその力になっていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでございましょうか。

山本議長

北岡町長

北岡町長

もちろんでございます。おっしゃっていただいたとおり、吉野町が動いていくのにどういう姿が一番望ましいかと。前回、前々回ぐらまでは、私がするのが一番良いと思ってやりましたから。今回もそう思いながら、やりながらも、いやこれは変わった方がいいなという判断でやっております。

昨日の流行語大賞でないですけども、ワンチームなんで。別に私、吉野町から出ていくわけでもなんでもなくて、おりますので、しっかりといろんなものを繋ぐと。いろんな財産を繋ぐことが使命でございますので、議員さんおっしゃるとおりで、なんでもさせていただきたいなと思っております。

山本議長

山本議員

山本議員

さきほど町長申しましたように、さらには町政の上手いバトンタッチ。

どなたが新町長になるかわかりませんが、スムーズなバトンタッチをしていただきたいと思いますと思います。それから何度も申しますが、北岡町長が勇退を決断されたことは、尊重いたしますが私は非常に残念でなりません。

私が議員になってから、毎回一般質問をさせていただき今回が12回目となりました。これで吉野町長への私からの一般質問は最終となり、終わらせていただきたいと思いますと思います。まだ任期は残っておりますが、北岡町長本当にありがとうございました。そしてお疲れ様でございました。以上でございます。

山本議長

続いて、薮坂眞佐議員より出されております



- (1) 加齢性難聴者の補聴器購入補助
- (2) 中学生の給食費無償化を
- (3) 丹治川上流域の水質改善のために
- (4) 台風19号の教訓

の一般質問をお願いいたします。

藪坂議員。

藪坂議員

8番 藪坂です。一般質問をさせていただきます。

まず1番、加齢性難聴者補聴器購入補助についてであります。

これは今、加齢性難聴の方が非常に増えておられまして、それでご近所でもやっぱり夫婦喧嘩が絶え間ない、あるいは高齢者の方がもう話しを聞きづらいから外へ行くのが嫌、この加齢性難聴といいますのは、うつ病とかひきこもりの発症の原因にもなるとされております。ですから加齢性難聴は、今障がいの位置づけです。ところが、障がい者手帳を持つ高度・重度難聴者が対象のこの位置づけ、WHO世界保健機構では、医療とか予防のために40デシベルからヨーロッパではこの補聴器をつくるように勧めています。今の障がい扱いでは、70以上ということで非常に聞きづらい状態になってからしか出てこないということですので、これは問題だとあちこち全国でも動きが見え出しています。東京都内でも8自治体がすでに高齢者への補聴器の現物支給や、購入費助成をはじめと都知事は聞こえのバリアフリーということで今後取り組んでいくというふうに回答をしておられます。ぜひ吉野町でも加齢性難聴の方たちへの補聴器購入補助費用を考えていただきたい。どうぞよろしく願いいたします。

山本議長

小泉参事。

小泉住民

すみません。自席の方から失礼します。

福祉参事

加齢性の難聴者の補聴器の件でございますけれども、まず吉野町におけます実態ということでお話をさせていただきます。

補聴器購入の助成や給付につきましては、現在吉野町におきましては、さきほ

ど議員さんおっしゃられましたように障がい福祉施策といたしまして2つの事業を行っているところでございます。まず、1つ目は障がい者総合支援法に基づきます障がい者あるいは身体障がい児補装具の交付というものがございまして、その対象は、聴覚障がいに係る身体障がい者手帳を所持している方というふうになってございます。令和元年11月1日現在で54人、吉野町でおられます。現在は、54人の方すべて成人の方になります。そのうち補聴器の助成の限って見てみますと給付実績を言いますと、平成30年度で9件交付をしたというところでございます。あともう1点は、これは高齢者ではございませんけれども、難聴児の補聴器の購入費の助成というものがございまして、こちらは奈良県の補助をうけての、町の方の事業になりますけれども、現在は対象児はおりません。

議員さんお尋ねの本町における加齢性の難聴者の数については、これはもうなかなか把握はできない難しいところがありまして現在は把握の方策はない状況ではあります。一方、先進地の方の例で申しますと、東京都のお話もされましたけれども東京都の方で確かに助成等の方法は、自治体によって異なるんですけれどもいわゆる障がい者総合支援法に該当しない身体障がい者手帳取得に満たない65歳以上の高齢者を対象とした補聴器の購入費等の助成を実施している団体がございます。目的を見てみますとコミュニケーションの確保とともにひきこもりの防止を図り積極的な社会参加を促すということを目的とするところが多いようでございます。議員さん指摘の介護予防の視点があるようでございます。

次に奈良県内はどうかというところを見てみますとこれは県の方にも問い合わせをいたしましたけれども奈良県としては実施をしておりません。また、奈良県下で実施をしている市町村は把握をしていないということでございました。

今回のご質問は身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度、あるいは中等度難聴者に対して障がい者福祉の枠組みの中での施策ではなくて、医療や介護と連携した施策の展開をしてはどうかというご提案をいただいているというふうにとらえております。先ほどWHOの話もございましたけれども世界保健機関のほうでは、難聴は世界的な健康課題の一つであるというふうに指摘もされているところでございます。また、加齢によって難聴になられた方は認知症の発症率が高くなるというふうな説もございます。それは認知症予防に大切なことの一つに人

との関わり合いということがあると言われていたからだというふうに考えます。

また、個人差はあるんですけども難聴は早期発見をして治療を受けたり補聴器等で聴覚補償を早めに行ったりすれば聴覚の維持がされやすいという医師もおられるようでございます。長寿福祉課といたしましても様々な各種情報を精査したうえで、介護予防に力を注ぎながら早期受診の呼びかけを行っていききたいというふうに考えております。また、加齢性難聴者への補聴器購入の補助につきましてもですね。これから先進地の状況、国の動向、あるいは県、近隣市町村の動向・状況等考え合わせながらご提案いただいたように障がい者福祉の枠組みだけで検討するのではなくて医療や介護予防も含めた大きな視点、枠組みで今後検討を重ねていききたいというふうに考えております。以上でございます。

山本議長

藪坂議員。

藪坂議員

今、「今後、医療と介護を繋いだ形で早期受診を進めていく」あるいは「先進地の状況、近隣の状況を見ながら」ということであります。

本当に早期受診することで、なんとしても耳が聞こえずらい、そのためにひきこもり、そういう状態は避けるために全力をあげていただきたいなというふうに思うのと、この補聴器の金額が高いものでは100万円ぐらいのものあるそうです。自分に合わせられるということがあるんですけど、低いのを買われた方が合わないと言って家に3つもごろごろおいてあった。近所のおじいさんに「なんで3つもあるんですか。」と言ったら「合わへんねん」ということでした。ですからやっぱり合わせられるような補聴器というのは平均が15万円から20万円台ということになります。ですからそれがすべて自費購入というのは非常に辛いので、しかも障がい者であっても実際にはその人達は、9割は自費で購入せざるを得ないような、そういう状況もあるようです。ですからその等級分けとかが非常に難しいということもありますけれども介護と医療を繋いだ形での難聴者を救済していくということでぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思います。

よろしく申し上げます。

続きまして2番目ですけども、まず議長さんにちょっとお願いがあります。

山本議長

はい。

藪坂議員

回答ということだね。ご回答いただくのには、教育次長さんを中学生の給食費無償化でご回答いただく予定です。その前に一つ町長さんにもご回答いただきたい面があるんですけども、この給食費の無償化に関して回答お願いしていいでしょうか。

山本議長

はい。結構です。

藪坂議員

では、2番目。「中学生の給食費無償化について」であります。

現代社会の食生活の激変から見て学校教育における食育の重要性は非常に高いまた、学校給食の持つ意義は大きく、県内でも4村「御杖村」「黒滝村」「野迫川村」「上北山村」が小中の給食費無償化実施をしております。

普通のご意見として家でも食べるものだから、支払いは当然というふうにおっしゃられる。それも一理あるんですけども、じゃあ食生活の中身はどうかというと、今、外食「ファーストフード」や「レンジでチン」の食生活が主流となって地元野菜を使った手作り給食というのは本当に吉野町はすごい先端を走るような、最新の学校給食を保障しております。このあたりでは、本当に町長さんが子育て支援日本一を目指すということで、就学前の子供たちへの保障、あるいは学校教育や子育て支援に力を入れますということで取り組んで来てくれた。その部分も大きいと思うんです。私は今、子育て支援計画の策定委員、文教厚生委員長ということでさせてもらっており、また第5次総合計画も別の分野から策定委員に参加させてもらっております。そのあたりでこういう取り組みってやっぱり本当は、連綿と繋いでいっていただきたい。もうこういうところで救われてきた人たちがたくさんおられます。就学前の子供たちのお母さんたちの話聞いてても、吉野町ってそれも無償やなというので喜んで下さってる。また、こういう施策があるから「吉野町へ来たい」「移り住みたい」という相談も今、受けております。だから町長さんとしては、次の町長さんが誰になってくださっても、プレッシャーをかけるとかそういう意味ではなく、本当に目指してこられたそうい

う理想や理念は繋いでいってもらいたい。そういうふうに思うので町長さん今、この状況でのご意見、子供たち支援ということでの中学生の給食費無償化、どんなふうに考えておられるのかそれをお尋ねしたいと思います。

山本議長

北岡町長。

北岡町長

ご質問ありがとうございます。

今度の小中一貫校つくるときにはその方向で考えろと話してますが、元々給食をどう考えるかで、地元の方の野菜を使おうとか、僕大事なのは、同じ場所で給食作っていると、自分の子供の頃からの体験から言いましても、給食のおばちゃんが居てですね、おばちゃんが作ってくれたやつを楽しく食べるというね。そういうふうなのなかなかいいと思ってます。これをセンターで作ったやつを運んできて食べるというのはなかなか面白くないという考え方もあって、今までずっと自校で作ることになりとこだわっておりました。今度、小中一貫校でやっとなまりますので三校分が人の手配も含めてですね、その機会に必ず無償化していきたいなと思っております。もっと早くからしてもいいんですが、その自校であるというのにこだわってますのでそういう結果で進めていく予定でございました。

山本議長

藪坂議員。

藪坂議員

自校給食というのはもう絶対でして、私も教師をさせてもらった頃の昔のわらじのようなトンカツが出て参りました。お皿からはみ出すようなトンカツが有名で吉野小学校を卒業した子供たちがわらじのようなトンカツとゆで卵と言ったらみんなが「わぁー」て笑って共通の話題が、今40代、30代の人たちの中には残っております。ですからそういう経験の中で本当に学校給食は、とても大事だ。ところが以前に本最近までですけども、給食費を払えない生徒がいて校長先生が立て替えたり、そのまま卒業していったという話も数例聞いております。

何より肩身の狭い思いをしているのは子供たちであり、またそれを陰から支えた校長先生がおってくださったというのが、吉野町の教育の典型的な子供を大事

にする特徴だったんじゃないかなというふうに思っているんですけど、貧乏だから辛い思いは当然、差別されてよいというようなことをしてはいけないというので出発したのが、憲法に保障されている義務教育の無償化です。当面、学費や進学のための教育費が激増する中学生のために給食費無償化を求めたい。中学生だけの給食費に限ったらどういう状況になるのか。何人いて、何年度やったらどれぐらいのお金がいるのかも含めて次長さんにそのあたりは詳しい数字も含めてご回答願えたらと思います。よろしくお願いします。

山本議長

北谷次長。

北谷次長

お答えさせていただきます。

数字的な報告でございますが、まず中学生の無償化でございますが、例えば令和2年からはじめますと予定数が中学生は3学年あわせて94名おられる予定でございます。それから令和3年度には101名、令和4年度には109名、令和5年度には108名、令和6年度から2桁台になるという予想を立ててまして95名、令和7年度には84名という予想を立てております。

金額でございますが、ひと月あたり現在、現在の価格での話でございますが、ひと月あたり一人4,900円を支払っていただいています。8月の夏休みを除いて1年間11か月ということで、それを乗じますと令和2年度には506万6,600円、令和3年度には544万3,900円、令和4年度には587万5,100円、令和5年度には582万1,200円、令和6年度には512万500円、令和7年度には452万7,600円ということで、500万に近い給食費がかかるということを予想しております。以上でございます。

山本議長

藪坂議員。

藪坂議員

今、数字で報告をしていただいたんですけども、私たちは500数十万円をやっぱり子供たちの給食費無償化にかけられるかどうかという、その選択でございます。ですから町長さんが代わられても本当に子どもたちの学校給食を守る、

子供たちの育ちを見守るという点でぜひ中学校の給食費の無償化を新しい町長さんになられた方にもお願いをしていくつもりでございます。よろしくお願いたします。それでは、第3点目に移ります。

「丹治川流域の水質改善のために」

今年の4月の観桜期に丹治川上流域の水質汚染の数値が急上昇をしております。下流域の住民の皆さんの不安が大きい、畑や田んぼ、その水、丹治川の水も使ってんねけどっていうお声も聞いております。また、移住してこられた方たちから「美しい吉野町を求めて引っ越してきたのになぜこの問題を放置しているのか」という疑問をもっておられる。それで色々と資料をもらって調べましたら本当に今年の4月9日には生物化学的酸素要求量、BODというのですけれども基準値が2ミリグラム以下というところで、すでに今年の平成31年は10ミリを超えている、で普段は平成30年に至るまで、平成25年からずっと資料をみせてもらっても2ミリグラムを超えるということはなかったにも関わらず、この4月9日非常に高い数値をだしております。大腸菌の群数も同じです。4月9日が49万MPNという本当にびっくりするような数字で、その前は16万。

そして平成29年も16万、その平成28年からは10万にも達していない、こういう状況であります。

なぜこういう事態がおきたのか、またこれと関連しまして検査日の前後の数値はどうだったのか、あるいは原因とか実態はどうなっているのか。以前から公共下水道、いわゆる環境に配慮した公共下水道をもう数十年前から求めてこられた議員さんもおってくださってその通りだなと思ったんですけれども、頓挫してきた経緯があります。公共下水道の今後の可能性はどうか。

そのあたりで地元の皆さんたちの悩みや不安にどう対応していかれるのか、今後の対策について求めたいと思います。参事さんをお願いをいたします。

山本議長

奥田参事。

奥田暮らし環境参

それでは、丹治川の水質検査状況からまずご説明申し上げます。

丹治川の水質検査状況としましては、平成5年から平成23年までの間、吉野川

事

を守る会、構成団体としましては流域市町村の五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、東吉野村、川上村、また吉野漁協、吉野青年会議所、国の方としましては国土交通省、農水省、県の方では吉野土木、五條土木、宇陀土木、そして景観環境総合センターというこの構成団体のほうで吉野川の水質を守っていくというところの活動の中で、水質検査を行ってきました。

今、ご指摘のございましたとおりその団体での活動の中で吉野町の方でも平成24年から単独で水質検査を行っていただくようにまた、そういうようなところの要望もございまして平成24年からは吉野町の方で実施をしております。観測場所につきましては上流域、そして下流域と観測2か所のところを3月、4月、11月の3回のいわゆる水質検査を実施してまいりました。只今ございましたように4月9日非常に高い数値がでました。そういうことで特に大腸菌群の部分については、これまでにない数値が観測されました。これをうけまして、町の方の取り組み、これまでの取り組みといたしましては、平成23年から3年間でございますが、県と調整しまして大型合併処理浄化槽のそういう設置事業というのを認めていただいて3年間の中でそれぞれ訪問しながら対策するというところのいわゆる個人設置型でございますが、そういうような活動もしながら進めておったのがひとつ、また浄化槽の設置管理者に対して啓発パンフレットの配布、また維持管理についての文字ニュースでの啓発、また広報誌による啓発をずっとこれまで続けてきた訳でございますが、そういうな中で4月9日の結果というのは、なぜそういうな形になったのかということで、担当課としても非常にその原因につきましてまずは地元丹治区とそして吉野山自治会との水質検査の結果における、そういう協議の場を持ちました。それが8月6日でございます。双方の自治会さんともまた出席者の団体の方々とも今後のそういう水質検査における環境面について十分話し合いを行ったところでございます。そんな中で、水の採取にあたりましては、両区の代表の方々が同席の元でまず採取をしようということが1つございました。そして9月27日に吉野山の方の汚水処理についての協議を吉野山の自治会また各種団体の代表の方に集まっておきまして、汚水処理方法についてのそういった説明と合わせまして、浄化槽の方の部分での維持管理について説明と今後の水質状況の改善に向けた話し合いを行ったところでございます。



今後の取り組みとしましては、浄化槽法でこれは決められております定期的な清掃、そして保守点検、法定検査等がこれはもう義務付けられております。まずその維持管理の面でいわゆる清掃保守点検、ここで消毒剤、この消毒剤を点検等々ではその水質の状況からそれぞれカルキをいれていただきます。これは適正なカルキの部分を入れておりますとそういう大腸菌の方につきましては死滅していくというふうなところの部分は清掃業者ですとか、あるいは県の方の関係のところの方でこの改善策についての話の中でそういうふうな状況を受けましたので、把握できましたので、そういったところの部分で徹底的な清掃、そして法定点検をしながら維持管理に努めてほしいというところの話をさせていただきました。地元としましては、短期的にすぐにできる。そういったところの部分についてチラシ等で住民の方々に協力を求めるというところの部分で今、チラシの部分、周知も含めたところを行っていただいております。

また、中長期的な取り組みといたしましては、この浄化槽についてでございますねけれども、まず国の方はこの浄化槽の方の部分で言いますと浄化槽には、合併浄化槽とそれから単独処理浄化槽との2つに分かれます。単独浄化槽というのは、現在日本全国で400万基、これが残っております。この400万基の残っている状態でございますねけれども、非常に老朽化していると、またその部分では合併浄化槽に早く転換していくというところの部分が1つの改正の目的で、浄化槽の改正が令和2年の4月1日から施行されることになっております。

そういったところのいろんな部分を今後の中長期的な取り組みとしましては、そういったところを活用して吉野町の方でも単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の方に、これは個人設置型と市町村設置型にわかれるんですけども、そういったところを十分に町の方も他の事例、先進地の事例も確認をさせていただきまして、そういったところを今後地元と話し合いの上で進めていきたいというふう考えております。

そして下水道の話でございますが、下水道の方はこれまで吉野町の中でも平地を中心に行ってきたところでございますが、どうしても吉野町のこの中山間地域になりますと地形的な条件から色々とその敷設場所そしてその設置の状況から投資的な経費が非常に高くつくというふうなエリアがございます。吉野山につき

ましては、今後の試算をいたしますと相当高い経費がついてくるというところから、平成21年にどなたでも設置できる合併浄化槽のエリアに認可の区域を変更したんです。ですから吉野山のエリアまた、他のエリアもそうですが下水道エリアから以外のところは合併浄化槽はいつでももう設置できると、切り替えることができるというところになりますので、それぞれスピード感をもって個々のそれぞれの家の対応で対応できるというエリアに転換したというのが吉野山の下水道の状況でございます。そういうことで吉野山のほうの部分につきましては合併浄化槽を設置していくというエリアで、今現在進めております。これが今現在の状況でございます。よろしくお願ひします。

山本議長

藪坂議員。

藪坂議員

今、お話を聞いてたら1番目、原因はほぼ合併浄化槽あるいは単独浄化槽の汚水であろうということと理解したらいいんですね。

山本議長

奥田参事。

奥田暮らし環境参事

はい。色々、これまでのデータを踏まえましてその詳しい関係機関等々も調査した結果でございますが、その可能性がいわゆる高いであろうというところ。

いわゆる大腸菌群の方につきましては、もちろん動物あるいは人間の腸管内を通った、そういった部分とか、あるいは土壤に含まれているそういうなものが原因とされておるわけでございますけども、こんだけの高い数字が出てきたという部分についてはそういったところの部分で対応していくということが、一番原因の一つとして考えられますので協力をお願いしているところでございます。

山本議長

藪坂議員。

藪坂議員

大腸菌群数は、獣も実際にすごい高い数値になるとは、思うんですが資料を見てましたら3万6,000とか3万5,000とかっていう10万以下の大腸菌群数でござ

います。それからみたらやっぱり、この今回の汚染は、浄化槽がらみだというふうに思われます。しかもうわさではどこの排水機だ、ここがもう危ないんだっていうふうに多くの皆さんがおっしゃってる。現場も私も見せてもらいに行きましたけども、ですから早急に今後、さきほどおっしゃった消毒の問題あるいは、吉野山の地元が自ら動いてくださっている。短期に協力を求めるっていうそういう形での住民さん、町民さん達の動きっていうのはやっぱりすごい良いことだなと思うんです。その辺ではやっぱり吉野町としては全面的に支援をしていただいて皆さん方の力を合わせてこの問題、早急に解決できるように中長期を待ってたらなかなかですので、是非お願いをしたいと思います。時間ちょっとオーバーするんですが。

山本議長 藪坂議員に申し上げます。もう一般質問時間30分超えておりますので、最後の質問が残っております。手短にさせていただくか、取りやめになるかどちらかを選んでいただきたいと思います。

藪坂議員 可能であれば、手短に。

山本議長 はい。よろしく申し上げます。

藪坂議員 2次質問はいたしませんので。お願いできたらありがたいです。

山本議長 はい。どうぞ。

藪坂議員 4番目「台風19号の教訓」であります。

台風19号の教訓はもう皆様が本当に日夜連続的にテレビで放映されておりました。吉野町に当てはめたら河川氾濫、あるいは堤防及び護岸決壊の心配等、吉野川あるいは支川を含めて何か所くらいあるのか。それから大滝ダムの放流が毎秒最大1,200トンと今まで「最大が1,200トン」と言われていたのが、最近では毎秒2,000トンまで放流したいという希望がダムの方から出されているという話も

聞きます。1,200トンでももうすでに上市橋の下、浸かりそうになるぐらいで氾濫水位に近くなる。そういう箇所がありますが、そういうあたりでは毎秒1,200トンから2,000トンまで最大放流なっても大丈夫なんか。また吉野川の水位上昇で支川の水が吉野川に流れ込むことができずに護岸を溢水寸前までいったというふうな地域もあります。実際には吉野川本流の水位が上昇したら支川の水飲み込めないというのは伊勢湾台風のときにも私たちが経験をしております。

特に上市でも町長さんとこのあのあたりまで床下浸水がした、それはなぜかという飲み込めなかった水等が逆流をしたということでありまして。ですから伊勢湾台風クラスの防災計画から1,000年に1度の防災レベルにまで引き上げた。

想定外というのは一切ありませんという対策と予防が思うんですが、このあたりどう考えておられるのか、短期と中長期の防災対策についての見通しをお伺いしたいと思います。お願いします。

山本議長

奥田参事。

奥田暮らし環境参事

それでは、吉野川の護岸整備について回答させていただきます。

この整備につきましては、平成22年に策定をされました県の方の策定でございますが、紀ノ川吉野川水系河川整備計画に基づき現在も整備を行っております。

まず、この河川工事の目的でございますが吉野川には県の管理区間と国の管理区間とがございます。その整合性を図りながら大滝ダムによる調整効果とあいまって、今後の対応でございますけれども戦後最大規模の洪水で甚大な被害を被った昭和34年9月の伊勢湾台風と同規模の洪水による家屋の浸水被害を解消することを目的としてこの計画が定まっております。

目標流量に関しましては、過流能力が低下している区間、それを築堤等を整備実施するものでございます。現在、吉野町の中での整備範囲でございますが、11か所の護岸改良の計画がなされております。すでに1か所につきましては完了しております。それで残りの10か所でございますが、そのうち2か所につきましては現在、もう用地交渉また測量等にもはいつているところでございます。引き続いて県と連携をしながらその事業を通じて早期に完了できるように進めてまい

りたいと考えております。それと大滝ダムの設定でございますが、県の計画では整備がもちろん整ってからの話でございますが、最大放流量は2,500トン。2,500トンで耐えうるだけの護岸整備をするというところでこの事業が行われております。

もちろん今、吉野町管内でもまだ残っている箇所がございます。その工事の整備のほうにつきまして早急に県と連携しながら進めておるところでございますので、ご理解の方よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

山本議長

藪坂議員。

藪坂議員

今、お聞きしたら8か所はまだ手付かずで県との調整がさらにいる。その護岸改修ができないことには、絶対にやっぱり毎秒1,200トンを2,000トンとか2,500トンとかに上げるということはあつてはならぬ。だからやっぱりダムの事前放流も含めてダム管理は国との交渉もしながら下流域を守るという管理のありようを探っていただきたいと思ひます。終わります。

長時間申し訳ございません。ありがとうございました。

山本議長

一般質問を終わります。

本日上程しました議案の審議が全て終了いたしました。

4日から、常任委員会・特別委員会を開催いたしまして、付託案件等の審議をお願いしたいと思います。各委員会の日程を申し上げます。

12月4日 午前10時 総務委員会

12月4日 総務委員会終了後 文教厚生委員会

12月5日 午前10時 産業建設委員会

12月6日 予備日

12月7日 休会

12月8日 休会

12月9日 午前10時 予算決算特別委員会

12月10日 予備日

12月11日 午後3時 本会議（第2日目）

を開会いたします。

明日からの委員会には、十分ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

本日はこれもちまして、散会することといたします。ご協力ありがとうございました。

（ 午前 11 時 43 分 散会 ）

令和元年第4回吉野町議会定例会会議録（第2日目）

1. 招集年月日 令和元年12月11日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 12月11日 午後3時10分開会
4. 応招議員
 

1番 下 中 一 平	2番 上 佳 宏
3番 山 本 義 史	4番 中 井 章 太
5番 上 滝 義 平	6番 野 木 康 司
7番 山 本 隆 敏	8番 藪 坂 眞 佐
9番 中 西 利 彦	10番 西 澤 巧 平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員と同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名
 

町 長 北 岡 篤	副 町 長 和 田 圭 史
教 育 長 森 本 弥寿則	総 合 政 策 参 事 上 林 勝 則
総 務 参 事 奥 出 亘	マスタース <sup>①</sup> 参 事 岡 本 克 也
文化観光参事 宮 本 憲 一	暮らし環境参事 奥 田 昌 弘
住民・福祉参事 小 泉 喜 弘	教 育 次 長 北 谷 隆 範
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名
 

局 長 小 西 修 司	主 査 中 出 敬 子
-------------	-------------
10. 議事日程
 

日程 1		委員長報告(総務委員会・文教厚生委員会・産業建設委員会・ 予算決算特別委員会)
日程 2	議第 40 号	吉野町森林環境整備促進基金条例を制定することについて
日程 3	議第 41 号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する 条例を制定することについて
日程 4	議第 42 号	吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する ことについて
日程 5	議第 43 号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る

		ための関係条例の整備に関する条例を制定することについて
日程 6	議第 44 号	令和元年度吉野町一般会計補正予算（案）第 4 号について
日程 7	議第 45 号	令和元年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 1 号について
日程 8	議第 46 号	令和元年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 2 号について
日程 9	議第 47 号	令和元年度吉野町一般会計補正予算（案）第 5 号について
日程 10		常任委員会の閉会中の所管事務の調査について
日程 11		議員派遣について
追加日 程 1	発議第 3 号	吉野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正することについて

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり



山本議長

ただいまの出席議員総数は 10 名でございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程 1 12 月 3 日の本会議で各委員会に付託した議案等の審議結果について、委員長報告を願います。

まず、総務委員会 下中 一平 委員長にお願いします。

下中総務  
委員会委  
員長

失礼します。令和元年 12 月 11 日総務委員会、総務委員会の委員長報告を行います。

本定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案等の審議、並びに結果につきましてご報告を申し上げます。

本委員会は、12 月 4 日午前 10 時から理事者に出席を求め開催いたしました。

先ず、議第 41 号「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて」は、臨時・非常勤職員の適正な任用及び勤務条件の確保のため、関係法令の改正により令和 2 年 4 月 1 日より新たに会計年度任用職員制度が創設され、本町におきましてもその制度を円滑に導入するため本町の条例中関係する「吉野町職員の分限に関する条例」「吉野町技能労務職員の給与に関する条例」「職員の育児休業等に関する条例」「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」「吉野町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」「吉野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」「公益的法人等への吉野町職員の派遣等に関する条例」の 7 つの条例について所要の改正をするため条例制定であるとの説明を受け異議無く本条例制定案を承認することといたしました。

次に、議第 42 号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」は、国家公務員の給与改定に伴い本町職員の給与基準を国家公務員に準じた基準にあらためると共に、成年被後見人等の権利の

制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律及び  
その他法令を遵守するために必要な関係条項の改正を行うものであり、成  
年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化法関係においては、地方公  
務員法に規定されていた職員の欠格条項から成年被後見人及び保佐人が削  
られたことに伴い、給与条例から当該理由による失職の規定を削除し、国  
家公務員の給与改定関係においては、「令和元年12月支給の勤勉手当支給  
率を改める」「行政職、医療職の給料表を国家公務員の俸給表の改定に準じ  
改める」「住居手当の下限額及び上限額を改める」「令和2年6月、12月の  
勤勉手当支給率を改める」「勤務1時間あたりの給与額の算出方法等を改め  
る」ための条例改正であるとの説明を受け異議無く本条例改正案を承認す  
ることといたしました。

次に、議第43号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を  
図るための関係条例の整備に関する条例を制定することについて」は、成  
年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の  
整備に関する法律が施行されることに伴い、成年後見制度の利用を促進す  
ると共に成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう措置  
するために、本町の条例において成年被後見人等を欠格条項として規定し  
ている「吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」「吉野町下  
水道条例」「吉野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」  
において所要の改正をするため条例制定であるとの説明を受け異議無く本  
条例制定案を承認することといたしました。

以上が本委員会における調査、審議の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会所管事項につきまして継続  
して審議できるよう申し出いたしまして総務委員会委員長報告を終わります。

山本議長

続いて、文教厚生委員会 藪坂 眞佐 委員長にお願いします。

藪坂文教

文教厚生委員会委員長報告を行います。

厚生委員  
会委員長

本定例会におきまして、文教厚生委員会に付託された議案等はございませんが調査、審議の結果等につきましてご報告申し上げます。

本委員会は、12月4日、午後1時から理事者に出席を求め開催いたしました。

先ず、「南和広域医療企業団議会の報告について」本町議会選出の中井議員から南和広域医療企業団議会報告として、10月31日に南奈良総合医療センターで開催された令和元年第2回定例会において審議された「専決処分の報告及び承認案件」「予算関係案件」「条例改正関係案件」「報告案件」について報告を受けました。

また、先日報道された地域医療構想で厚労省が再編や病床削減の再検討を求める公立・公的病院の424病院を公表された中に吉野病院が載っていたことの説明とその内容について報告を受けました。

町民の皆さんも非常に不安に思っておられたのですが、結論は公表及び報道された経緯については事務の捉え方等の原因はあったものの何も心配はいらないということで逆に今現在、吉野病院を運営する南和企業団の医療再編の取り組みは国から「全国の優良事例」として取り上げて頂いているということでした。

また、本委員会において「吉野病院外来診療において予約しているにも関わらず待ち時間が長い」という意見が出され、担当課より企業団議会をはじめ運営会議・連絡会議等の会議の中でそれぞれの立場において提案をしていくとの回答があったことを報告させていただきます。

次に、「老人福祉センター（中荘温泉）の利用状況等について」報告を受けました。

報告内容は、温泉施設利用者数ではリニューアルオープンの本年4月から10月までの利用者数は、町内・町外を合わせ9,848人であり、通年営業していた平成29年度の4月から10月までの利用者数9,806人を若干上回る数字となっている。

当初はもう少し高い数字を目指していたが、7月8月の台風や週末の荒天の影響を受け、行楽客の減少で町外利用者数が大きく減少したと分析。

指定管理者の社会福祉協議会では、近隣の公共施設等に割引クーポン付きの施設パンフレットを置くことやバス会社にアピール等を行い更なる町外利用者率の向上に向けて頑張っていたらとの報告を受けました。

併せて、福祉センターの温泉等の収入と中荘温泉クラブの活動実績、レストラン「ふれあいキッチン」の実績の報告を受けました。

中荘温泉クラブの活動については、活発に活動をしていただいておりますカラオケの歌声や教室やクラブに集まってくださる生き生きとした姿を目にすると、ふれあいの場、健康づくりの場、介護予防の場になりつつあると感じており、今後は定期的な健康相談等も開催したいと考えているとのことです。

また、9月18日には、福祉センターを会場に「いきいき健康フェスティバル」を開催し、高齢者よい歯の健康コンクール表彰式、中荘温泉クラブ等の発表や陶芸教室の体験教室、健康相談・骨密度や歩行姿勢測定等を行い200人を超える参加者と一緒に楽しむことができこの模様の一部を奈良テレビでも放映され元気な吉野を町内外にアピールできたとの報告を受けました。

来館者数としては、温泉利用者数の9,848人にクラブ等の活動者数の2,080人を加えると11,928人の方々が何らかの形で福祉センターと関わりを持っていただいております老人福祉センター（中荘温泉）の基本方針である、高齢者の社会参加支援、介護予防、認知症予防、健康づくり支援や多世代、町内外の人々との交流の場という目標には近づきつつあります。しかし交通手段や営業的な課題等について、社会福祉協議会と他の自治体の同類施設の営業成果等の情報を集めながら今後も安定的運営、高齢者の活動の場に定着するよう定期的な協議を重ねていきたいとの報告を受けました。

本委員会としては、利用者の利便性を図るための常時の営業時間の延長また、町全体の交通網の中での当該施設への交通利便性の向上を検討していただくよう申し入れ致しました。

次に、「保健師活動の今後について」報告を受けました。

先ず、保健師活動をする保健師の数は人口減少と高齢化が進み町職員の定数も検討されている中ではありますが、今後の人事も考慮し本年度に3名を新規採用いただき現時点では8名の体制であること。

また、その保健師が配属されている長寿福祉課は「介護保険」「地域包括」「障がい者福祉」「保健センター」等の機能を数人でのグループ業務としていましたが、近年は家族・知人・近隣などつながりの重要性から見て色々な業務機能を有する長寿福祉課の強み活かし、それぞれのグループが連携・協力して個々のケースに対応しているとの報告を受けました。

また、新たに採用された保健師にはそれぞれの分野において地域包括や保健センターでの日常業務に携わりながら、妊娠中そしてお子さんの誕生から赤ちゃん・お年寄りまで全ての世代を切れ目なく関わりをもち、支援できるように乳幼児健診やサポーター養成講座等の事業にも関わりながら、町民の方々に保健師を知って頂き、顔の見える関係を築けるように地域サロンや町内の各種イベント等においても活動いただいているとの報告を受けました。

今後については、日々の活動を通じ健康問題や付随する問題等が顕在化する前の段階から予防策が考えられるように共通点をつなげていき、地域の健康課題や関連福祉を総合的に捉えることが重要であります。問題解決に向けて町民の方々や組織をつなぎ「自助」「共助」など住民主体の活動を引き出していけるような働きかけをすることが本来の保健師活動の任務であり、具体的には今後3年間くらいで旧小学校校区や各自治協議会において地域包括担当職員と保健センター担当の保健師で活動できるようにしていきたいと報告を受けました。

以上が本委員会におきます調査、審議等の結果であります

また、議会閉会中におきましても、本委員会所管事項について継続して審議できるよう申し出いたしまして文教厚生委員会委員長報告を終わります。

山本議長

続いて、産業建設委員会 中井 章太 委員長にお願いします。

中井産業  
建設委員  
会委員長

産業建設委員会の委員長報告を行います。

本定例会におきまして、産業建設委員会に付託されました議案等の審議、並びに結果につきましてご報告を申し上げます。

本委員会は、12月5日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。

先ず、議第40号「吉野町森林環境整備促進基金条例を制定することについて」は、長年、本町議会が関係方面への要請や運動をしてきた「森林環境税」がようやく実を結び、本年度から「森林環境譲与税」として譲与されることとなり、本町における森林整備及びその促進を図るための財源の確保、並びに森林環境譲与税の用途を明確化するために基金を設置して管理を行うことが必要であり、その基金創設のための条例制定であるとの説明を受け異議無く本条例制定案を承認することといたしました。

次に、農業委員会の委員の改選について、平成28年から施行された農業委員会制度の下で選出された現在の農業委員、農地利用最適化推進委員が令和2年7月19日をもって任期満了となるため改選に向けた今後の事務作業と今後のスケジュールについて報告を受けました。

本委員会からは、農業委員会改革の主旨を踏まえ農業委員会が、その主たる使命である「農地利用の最適化」をより良く果たせるようにするために、委員の年齢や性別等にも考慮し女性や青年の登用も含め幅広い世代で構成される委員会となるよう努めていただきたいと求めました。

次に、暮らし環境整備課の所管事業である「令和元年度吉野町水道事業特別会計の上半期決算」「五條市新し尿処理施設整備に伴う周辺地域整備事業について」及び、「本年10月の台風19号による被害箇所」について報告受けました。

また、本定例会に提出の補正予算（案）以外に、台風災害対策の追加予算（案）を検討しており、概要は予算決算特別委員会において説明いただけるとの報告を受けました。

また、本委員会では「左曽地内の太陽光発電所建設工事の進捗状況について」報告を求め、委員から「岡山県美作市の太陽光発電パネル税創設に

ついて」紹介いただきました。

太陽光発電事業については国の施策に基づき、全国各地で実施されている取組ではあるが、急激な増加により今後の管理について検討されている市町村もあります。今回の町有地での太陽光発電事業だけの問題ではなく、仮に民間の土地に大規模造成をした太陽光発電施設等が設置された場合も同様に、災害だけではなく造成地の荒廃等に対する対策についても行政としては一定の対策を検討する必要があることから本委員会としては引き続き調査及び審査していくことといたしました。

次に、町民課の所管事業である「河原屋町営住宅移転事業の進捗状況」について報告受けました。

次に、文化観光交流課の所管事業である「新たな吉野山観光周遊システムの構築・推進事業の進捗状況について」、現在は環境省・近畿地方環境事務所において吉野熊野国立公園計画の変更、並びに公園事業認可に向けての協議を進めているとの報告を受けました。

また、「吉野山交通環境対策協議会運営資金貸付金の経過について」報告を受けました。

以上が当委員会における調査、審議の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、当委員会所管事項につきまして継続して審議できるよう申し出いたしまして産業建設委員会委員長報告を終了いたします。

山本議長

続いて、予算決算特別委員会 野木 康司 委員長にお願いします。

野木 予算  
決算特別  
委員会委  
員長

予算決算特別委員会委員長報告を行います。

本定例会におきまして、予算決算特別委員会に付託を受けました議案の審議並びに結果等につきましてご報告を申し上げます。

本委員会は、12月9日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。

先ず、議第44号「令和元年度吉野町一般会計補正予算（案）第4号について」ご報告いたします。

先ず、補正予算の概要としては、補正規模は、9,860万1千円の増額で予算総額を65億784万1千円とするものであり、債務負担行為の補正は、来年の東京オリンピック開催に伴う聖火リレーの令和2年度分負担金として156万2千円を限度としてとして定めるもの。地方債の補正では、運動公園施設改築を目的としての限度額を910万円追加し、5,450万円に変更するものであるとの説明を受けました。

次に、歳入予算は、世界遺産・吉野ふるさとづくり寄附金4,000万円、河原屋町営住宅移転に伴う事業財源としての町営住宅改修基金繰入金748万5千円、運動公園施設改築事業財源としての町債910万円及び各事業財源としての繰越金3,589万7千円の増額等であります。

次に歳出予算は、台風19号による災害復旧及び支援事業費2,969万円、ふるさと納税の返礼品及び手数料等の費用3,184万6千円、並びにふるさと納税による基金積立金815万4千円、吉野運動公園体育館1階トイレ改修事業費918万7千円、河原屋町営住宅移転に伴う補償及び代替住宅修繕工事費748万5千円、森林環境譲与税を新たに設置する森林環境整備促進基金に積立てるための基金積立金1,274万円、並びに基金積立金の財源調達のための予算調整、人事院勧告等による給与改定等の職員給与費406万1千円の増額等であるとの説明があり、審議を致しました。

次に、議第45号「令和元年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号について」は、補正規模は92万4千円の増額で、予算総額を12億8,092万4千円とするものであり、補正の内容は国民健康保険の制度改正に伴う本町の電算システムの事前改修予算であり、歳出予算ではシステム改修委託料92万4千円を計上し、その財源として国庫補助金で特別調整交付金19万8千円及びシステム改修補助金39万6千円の計59万4千円と不足分を前年度繰越金33万円で歳入予算に計上しているとの説明があり、審議を致しました。

次に、議第46号「令和元年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第2号について」は、収益的収入・水道事業収益において「落雷罹災による機器保険料530万円」の増額、収益的支出は、水道事業費用において落雷罹災による機器修繕料として原水及び浄水設備の機器修繕料180万円及び配水及び給水設備の機



器修繕料 350 万円の増額、資本的支出においては人事院勧告等による給与改定等の職員給与費 33 万円の増額であるとの説明があり、審議を致しました。

また、産業建設委員会においても報告されましたが、台風 19 号の災害対応予算の追加分については、本定例会会期中に災害査定があり予算調整ができれば会期中に新たな補正予算（案）を追加議案として提出させていただきたいとの報告を受けました。

以上、本委員会に付託されました、議案等の審議結果について予算決算特別委員会委員長報告を終わります。

山本議長

日程 2 議第 40 号「吉野町森林環境整備促進基金条例を制定することについて」意見を求めます。

（ 「 意 見 な し 」 の声あり ）

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 3 議第 41 号「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて」意見を求めます。

（ 「 意 見 な し 」 の声あり ）

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 4 議第 42 号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

（ 「 意 見 な し 」 の声あり ）

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程5 議第43号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を制定することについて」意見を求めます。

( 「意見なし」の声あり )

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程6 議第44号「令和元年度吉野町一般会計補正予算(案)第4号について」意見を求めます。

( 「意見なし」の声あり )

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程7 議第45号「令和元年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算(案)第1号について」意見を求めます。

( 「意見なし」の声あり )

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程8 議第46号「令和元年度吉野町水道事業特別会計補正予算(案)第2号について」意見を求めます。

( 「意見なし」の声あり )

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

追加議案がでております。

日程9 議第47号「令和元年度吉野町一般会計補正予算（案）第5号について」を議案として上程し、議案の朗読を省略し直ちに説明を求めます。

奥田参事。

奥田暮らし環境参事

議第47号「令和元年度吉野町一般会計補正予算（案）第5号について」ご説明を申し上げます。

議案説明資料をご覧いただきたいと思います。

1、補正予算の概要でございます。1条歳入歳出補正、補正額120万円を増加し、歳入歳出予算65億904万1千円とするものでございます。

2、歳入の補正でございます。12款分担金及び負担金、補正額12万円、災害復旧事業の負担金の増額でございます。15款県支出金96万円、農地災害農業施設復旧事業の補助金の増額でございます。19款繰越金12万円、前年度繰越金、今回補正予算の財源充当でございます。合計120万円でございます。

3、歳出の補正でございます。10款災害復旧費120万円、現年補助農地農業施設災害復旧事業の工事請負費120万円を増額するものでございます。これにつきましては、台風19号災害の追加復旧工事分としての計上でございます。ご審議の程、宜しくお願いいたします。

山本議長

質疑を求めます。

（ 「 質 疑 な し 」 の声あり ）

おはかりします。

本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。よって、議第47号について、委員会の付託を省略することに決しました。

議第47号「令和元年度吉野町一般会計補正予算（案）第5号について」意見

を求めます。

( 「 意 見 な し 」 の声あり )

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程 10 「常任委員会の閉会中の所管事務の調査について」

それぞれの委員長より、会議規則第 75 条の規定によって、所管事項について閉会中の継続審議の申し出がありますが、これに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長の申し出どおり、所管事項について閉会中の継続審議とすることに決しました。

日程 11 「議員派遣について」を議題といたします。

会議規則第 128 条の規程により、お手元に配布のとおり、議員派遣をいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認め、お手元に配布のとおり、議員派遣をいたすことに決しました。

西澤議員

はい。

山本議長

西澤議員。

西澤議員

動議がありますので、取扱いをよろしくお願ひしたいと思ひます。

山本議長

ただいま西澤議員より申し出の件について内容を確認したいと思ひますので自席にて待機願ひます。

( 提 出 議 案 内 容 確 認 )

再開いたします。

ただいま西澤議員他 6 名の方から「吉野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正することについて」という発議がなされました。

この議案は吉野町議会会議規則第 14 条の議案の提出要件を満たしておりますので成立いたしました。配布をお願いいたします。

( 議 案 配 布 )

おはかりいたします。

ただいま西澤議員から提出されました。「発議第 3 号」についてこれを日程に追加し、「追加日程 1」として議題にいたしたいと思いますが異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

追加日程 1 発議第 3 号「吉野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

本案は議員提出です。

提出議員の説明を求めます。

西澤議員。

西澤議員

ただいま局長が朗読いただきました提案理由のとおりでございますが、吉野町の人口は昭和 31 年、そこにお座りの北岡町長が生まれた年には 2 万人の人口がいましたが、今日現在吉野町の人口は 6,880 人になりました。

奈良県内の市町村の中でも最も人口の減少率が高いのがこの吉野町であります。我々は、人口の減少とともに過去 4 回で 6 人の議員定数を削減してまいりました。現在は 10 名の議員で議会を運営していますが、人口の減少に歯止めがかからず毎年年間 200 人から 250 人の人口が減っています。そんな中で議員一人当たりと住民の数のバランスを考えて今回、議員を 10 名から 9 名に削減する提案を賛成議員とともにさせていただくこととなりました。

議員が減れば行政の監視・監督機能が低下する危険性もありますが、それでも

吉野町議会の議員は一人ひとりがその自覚を持ち、これまで以上に全力で議員活動に取り組み、議会機能を高めていくための不断の努力と研鑽を積むことによって定数の削減は可能と判断し、この条例の改正案を提出いたします。

どうぞよろしく申し上げます。

山本議長

賛成議員の意見を求めます。

野木康司議員。

野木議員

ただいまの議員定数を9名とする提案に賛成の立場で意見を述べたいと思います。

議員定数につきましては、今までも何回か当議会におきまして審議されてきました。そもそも議員定数は地方自治法で人口に応じた上限を規定しておりましたが、現在は撤廃をされております。しかし人口という要素を一つの基準とすることは議員定数を検討する中での原点であると考えます。ただいま提出議員のお話にもありましたように吉野町の人口は残念ながら減少し続けています。

従いまして現行の10人を維持していくことはできないと考えます。また近隣町村や類似団体の状況をもみても今、定数を1名削減し9名の少数制で真の開かれた議会を目指し議会改革を進めなければならないと考えます。

当然の事ながら1名削減することにより、生まれた貴重な財源を今後の吉野町の施策に有効活用されることを希望し賛成の意見といたします。以上です。

山本議長

質疑を求めます。

上滝議員。

上滝議員

この西澤議員から出された提出、あるいは賛成議員が下中君他5名ですか。私は5名の中には入ってないんですけども、人口が1年に大体200人から240人減少しております。すでに我々、上議員と私と2人で削減でしたか。定数を8人をお願いしたいということで否決されました。今回は我々知らんところに9人と。私はこの9人に対しては賛成です。もっとあと1人ぐらい早々に議会の議員

の数を減らさなければならない。財政難で吉野町も大変な状況であるので、まあ1人ぐらいはゆくゆく減らしていかなければならないと思っております。

反対ではないんです。このことに対しての賛成は賛成ですけども既に私は8人というお願いをしたら否決であったと、8人ももうじきできるかと思いますが、やっぱり町民の声は有権者の人は8人が適当だというようなお話があることをご報告して終わります。

山本議長

上滝議員に申し上げます。

ただいまのお話は意見だと思うんですが。

上滝議員

もう言わへん。

山本議長

ただいまは質疑を聞かせていただきました。

上滝議員

はい。賛成です。

山本議長

賛成でよろしいんですか。

上滝議員

はい。

山本議長

ありがとうございます。

他に質疑はございませんか。

( 「 質 疑 な し 」 の声あり )

おはかりします。

本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。よって、発議第3号について委員会の付託を省略することに決しました。

発議第3号「吉野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

( 「 意 見 な し 」 の声あり )

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

本定例会に付議されました議案の審議はすべて議了いたしました。

おはかりします。

これをもって、本定例会を閉会いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

閉会にあたり、町長のごあいさつをお願いいたします。北岡町長。

北岡町長

閉会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

まずは、私どもからこの定例会に提案いたしました議案すべて承認いただきまして誠にありがとうございました。

また、さきほどから議員発議によりまして議員定数削減の案が異議なしということで承認されました。改めて議員の皆様方の英断に敬意を表するところでございます。また常任委員会が閉会後も、閉会中も審議・調査されるというところでまたよろしくお願い申し上げます。令和元年度の事業も佳境に入っております。どうか皆様方のご指導ご鞭撻を改めてお願いするところでございます。

さて、開会の時にもご挨拶させていただきましたけれどもこの本定例会は私にとりましても最後の定例会でございます。この機会に皆様方にお礼の言葉を少し喋らせていただきたいなと思うところでございます。また、2か月少々任期はございますけれども3期12年間の間本当にどうもありがとうございました。議員各位また町民の皆様方のご支援ご協力に改めて感謝申すところでございます。ありがとうございました。



12年前に引継ぎまして、当時財政調整基金が3,000万台、また給料カットという厳しい状況の中で引き継がせていただきました。

ただまあ財政再建策はとっていただいております。リストラが進んでおったりということがございます。そんな中であわせてリーマンショックに対する財政措置とかございましたんで財政の方も危機的状況から脱しまして、今まあ、まあまあ健全なところまでいきませんがまあ安心できる状態で、今いることは確実でございます。

ハード面で申しますとですね、まずは引き継いだ時の吉野中学校の建設、またケーブルテレビのデジタル化というのがございました。それに加えて私になりましてからは柳の簡易水道、また吉野山簡易水道を修理させていただきました。そして、上水と簡易水道との統合というふうなところでやらせていただきました。これが一番大きな事業だったかなとは思っております。

また一方で私どもがハード整備した訳ではございませんけども左曽のゴルフ場の跡地を購入させていただいて今、太陽光パネルの方の発電所が進んでおります。また、大槌田を買い戻させていただいて事業が進められているということが進められました。

ソフト面におきましては早くからふるさと納税の制度に取り組みましてまあまあ成績を上げさせていただいております。それとまた、地域おこし協力隊の制度にもこれも早くから取り組んでなかなか良い成績を上げているんじゃないかなと自分では思っております。一番大きかったのは町づくり基本条例を作っていただいたこととございました。これに基づきまして各自治協議会が発足し頑張らせていただいていると、この精神の基に自治協だけでなく皆さん方が自分達の町は自分達で作っていくんだというそういう機運があちらこちらに生まれて今、活発になってきているところだと私は認識しております。

たくさんの課題も残っておりますが、たくさんの夢を描けるような状況に作って来てこれだと思っておるところでございます。どうかこれからも皆さん方よろしくお願ひしたいと、これから吉野町は明るく元気になるんだということを皆さん方に改めて認識していただきたいと思っております。

改めまして吉野町のますますの発展とそして皆様方のますますのご活躍を祈

念申し上げまして私からの挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

山本議長

北岡町長におかれましては、今期を以って勇退される意思を示されました。本日は町長が任期満了を迎える前の最後の定例会の最終日に当たりますので閉会に際し、ひとことご挨拶申し上げます。

北岡町長は町長として3期12年間にわたり48回の定例議会をつつがなくこなされ本町発展のために真摯にご活躍いただきました。ご苦勞様でございました。

心から敬意を表し、感謝申し上げたいと思います。今まで培われて来られました豊かな経験、そして知識を活かされまして今後ともご指導賜り地域や専門の分野において身体に十分注意され引き続きのご活躍をご祈念申し上げます。

ありがとうございました。

皆様の熱心なご審議によりまして、全議案を議了することができました。ここに閉会の運びとなりましたことを深く感謝申し上げます。これをもちまして令和元年第4回吉野町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

( 午後 4 時 1 0 分 閉会 )